

第 2 回揮発性有機化合物排出抑制専門委員会審議結果 (横断的事項について)

昨年 12 月 14 日に開催された第 2 回揮発性有機化合物排出抑制専門委員会において、横断的事項（対象施設の裾切り数値の考え方、排出基準設定に係る適用可能な最良の技術の考え方、測定頻度の考え方）について議論が行われ、以下のとおり合意された。

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会における合意事項の骨子

1. 対象施設の裾切り数値の考え方

1 施設あたりの潜在的年間 VOC 排出量 50 トン程度を目安にこれに相当する裾切り数値とする。

2. 排出基準設定に係る適用可能な最良の技術の考え方

排出基準の設定に当たっては、適用可能な最良の技術の観点から既に施行されている EU の VOC 規制での排出濃度基準を参考とする。

対策技術には、処理装置の設置に加え、原材料の転換等も含まれていることに留意して検討する。

排ガス希釈への対応については、各小委員会で検討する。

3. 測定頻度の考え方

測定の頻度は年 2 回以上とする。

(別紙：第2回揮発性有機化合物排出抑制専門委員会資料)

対象施設の裾切り数値の考え方(案)

1施設あたりの潜在的年間VOC排出量50トン程度を目安にこれに相当する裾切り数値とする

(理由)

- 6施設類型間での公平性の確保の観点から、1施設あたりの潜在的なVOC排出量(VOCを含有する製品の製造に係る施設以外はVOC使用量とほぼ一致)を基本に考える。
- 「揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制のあり方について(意見具申)(平成16年2月)」において、規制の対象は「欧米等の規制対象施設に比して相当程度大規模な施設を対象とすることが適当」とされたことに留意する必要がある。
- EUのVOC排出規制(1999年の溶剤指令)は、排出濃度規制を原則としているので、「欧米等に比して相当程度大規模」を判断する際に最も参考となると考えられる。
- このEU規制での裾切り数値(使用量)は、我が国で規制対象になると考えられる施設については概ね0.5~25トン/年であることから、1施設あたりの潜在排出量50トン/年程度を裾切り数値の判断の目安とする。
- 以上の考え方をもとに、提案されている施設の類型分けの裾切り指標ごとに裾切り数値を決定することとなるが、その際実測データや排出抑制技術の適用可能性等にも留意する。

排出基準設定に係る B A T（適用可能な最良の技術）の考え方（案）

排出基準の設定に当たっては、BAT の観点から既に施行されている EU の VOC 規制での排出濃度基準を参考とする。

対策技術には、処理装置の設置に加え、原材料の転換等も含まれていることに留意して検討する。

（理由）

- 今回の VOC 規制はベスト・ミックスにより全体として VOC 排出量を抑制するという考え方に基づいた規制であり、排出基準値は現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることが適当と考えられる。具体的な排出基準値の設定に当たっては、BAT（適用可能な最良の技術）の考え方を基本とし、既に排出規制を行っている各国等の知見を参考にしつつ、施設毎の排出抑制技術の開発状況に照らして現時点で適用が可能な技術とすることが適当である。
- この際、EU 諸国では 1999 年以降に VOC 規制が導入されており、VOC を排出する各種施設に対して排出限界値（排出濃度基準）が設けられている。BAT により達成される現実的に排出抑制が可能なレベルとしての排出基準値は、既に規制が行われているこれら EU の濃度基準が参考になると考えられる。
- 米国の規制基準も BAT に基づき定められていると解されるが、規制方式が濃度規制でないため、比較が困難。但し、基準のいくつかは、VOC 排出量の 90% 削減等となっていることから、EU の規制レベルと同等程度とみなせるのではないか。

測定頻度の考え方（案）

測定の頻度は年 2 回以上とする

（理由）

- 大気汚染防止法第 16 条の規定により、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設を設置するものは、ばい煙濃度及び揮発性有機化合物濃度等を測定し、その結果を記録しなければならないとされている。
- 既存のばい煙発生施設については、省令において、測定の回数が規定されており、その測定の頻度は、大規模施設について 2 ヶ月に 1 回以上、ばいじん及び有害物質では小規模施設について年 2 回以上とされている。また、総量規制基準が適用されている施設については、常時測定することとされている。
- 揮発性有機化合物は、大気中に放出された場合、光化学反応を経て浮遊粒子状物質や光化学オキシダントとなり、他の原因物質である窒素酸化物等のばい煙と同様の性格を有する。したがって、測定の回数についても、ばい煙と同様の取扱いをすべきであり、測定の回数は、少なくとも年 2 回以上が適当であると考えられる。

大気汚染防止法施行規則に定める測定頻度

測定物質	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定頻度
硫黄酸化物の排出量	硫黄酸化物の排出量が $10\text{m}^3\text{N/h}$ 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回
	同上（特定工場等に設置されているもの）	常時
ばいじんの濃度	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回
	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 未満の施設	年 2 回以上
有害物質の濃度 (窒素酸化物を除く)	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回
	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 未満の施設	年 2 回以上
窒素酸化物の濃度	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回
	同上（特定工場等に設置されているもの）	常時
	排出ガス量 $4\text{万m}^3\text{N/h}$ 未満の施設	年 2 回以上